



発行所 滋賀県行政書士会  
 発行人 田中章五  
 編集人 山口秀子  
 大津市京町三丁目4-22(滋賀会館3階)  
 発行日(月刊)  
 平成16年3月10日

## 海事代理士法改正への対応

滋賀県行政書士会名誉会長 盛武 隆  
 日本行政書士会連合会名誉会長

議員が法律案を提案することは「法律案の発議」と言い、内閣が法律案を提案することを「提出」という。議員立法は、議員が発議し、衆参いずれかの議院へ提出し、両議院で可決される。内閣が提出するものは閣法と言われる。

北朝鮮への経済制裁を目的として今国会に提出される予定の、通称「入港禁止法」、すなわち内閣が提出する「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保に関する法律案(新法)」がある。この新法は個別法であるが、同時に一括整備法として提出されるものに「海上運送事業の活性化のための船員法の一部を改正する法律案」がある。

一括整備法等とは個別法の制定に伴い、個別法で包括的に規定する事項の例外事項や個別法のみでは手当が完全でない事項に関し、他の法律(個別法)の改正が必要なものについて所要の規定整備を行うものであり、各個別法の改正をまとめて一本の法律案とする方式である。

この一括整備法に、海事代理士法の一部改正案が含まれている。この法案には従来行政書士の独占業務であった「船員職業安定法」と「内航海運業法」という二法に規定する業務を、海事代理士の独占業務と規定し、当該業務を行政書士は「当分の間行うことができる。」とするものである。

解釈によっては、一旦行政書士の業務から除外した上で、行政書士には海事代理士法の罰則を「当分の間適用しない。」として罰則の適用除外とする内容の改正案である。当該法案は日行連理事会の書面決議により、賛成するが49、賛成しないが3、未回答2で承認されたため、改正容認の方向で決着した。しかしその決定には業務上の問題、戦略的な問題点の検討の痕跡が見あたらない。なぜなら船員職業安定法には行政書士の行う業務が含まれている。政府以外の者の行う船員紹介事業の許可申請手続き、許可を受けた事業者が兼業として行う両替、質屋、酒類販売、飲食店、日用品販売、宿泊所等の業務を行うための許可申請等の業務である。

さらに公共職業安定所関係業務や船員保険法の規定により失業保険の支給を受ける者に対する業務等も含まれており、なかんずく船員労働委員会関係業務は、

行政書士が労働争議の紛争解決に関与できる可能性を秘めた司法制度改革に沿う戦略的業務となりうるものであった。その意味では海事代理士がADRに参入出来るに足掛りを獲得したのではないだろうか。

更に上記業務は唯一社会保険労務士が行うことが出来ない業務であり、48年以降入会の行政書士が行うことの出来る社会保険労務関係業務として捉えるべきではなかったか。内航海運業法は事業用及び自家用船舶の登録に関する手続きを定めており、行政書士の独占業務であったものが共管業務とされることとなる。

いずれにしても、当該個別法案が直面する北朝鮮に対する経済制裁的な政治的緊急法案であることを考慮すれば、政治的背景も検討すべきであった。行政書士会が行政書士制度基盤構築の戦略的構想を関係者に明示して強く反対すれば、海事代理士法改正が当該新法に重大な影響を及ぼすものではないことが明白な故に、海事代理士法を一括整備法から除いて新法の成立が進むことが想定できる。

その事を考慮しつつ、万一事情により容認せざるを得ないとしても、既に行政書士界と国土交通省との間には、自動車保有関係手続きや建設関係手続き、その他のオンライン申請に関して懸案事項が山積している。それを踏まえて当該改正法の協議を通じて問題解決を図るチャンスと考えれば、懸案事項の解決のために有効に活用する機会を失ったのではないかと危惧する次第である。

裁判所法の一部を改正する法律によって、弁護士法第72条が改正されたことで、行政書士法に法律事務を規定する可能性が出てきた。このことを勸案すれば、海事代理士法は他業界が抱える行政書士業務への新規参入という懸案事項を、行政書士法改正による適用除外措置ではなく、自らの業務を規定する業法の改正によって成し遂げられる先例の一つとなったのではないだろうか。弁理士法改正を先例としてあげるまでもなく、行政書士法業務を侵犯する各個別法の動向に今後も万全の対策が望まれる。司法制度改革が本年11月で一応の決着を見ようとしているとき、行政書士が司法の一翼を担うために行政書士に具体的に必要なものは、準司法手続と司法手続の獲得であることを再認識したい。